

愛知県新体育館整備・運営等事業に関する「基本的な考え方」について

1. 基本的な考え方

- 愛知県新体育館は、国際大会を開催するために必要な規模・機能を有するとともに、現体育館が紡いできた伝統や歴史をさらに発展させていく、愛知・名古屋のシンボルとなる施設として、2026年のアジア競技大会に利用できるよう、2025年夏のオープンを目指し整備を進めていく。
- 愛知県新体育館整備・運営等事業の実施にあたっては、施設の収益性を確保し県負担の軽減を図るため、事業全体を通じて民間経営手法の導入等、民間ノウハウや創意工夫を最大限に活用することが可能な、PFI法に基づくBT方式(※1)及びコンセッション方式(※2)の導入を予定している。
- 「基本的な考え方」は、実施方針(※3)の公表に先立ち、県の考え方を整理したものであり、本事業の実施を周知するとともに、広く内容について民間事業者から意見を募ることを目的としている。

2. 事業の概要

(1) 事業の基本的な枠組み

【事業方式】 PFI法に基づく、BT+コンセッション方式

【計画地】 名城公園北園の一部(名古屋市北区名城一丁目地内)

約 4.6 ha

〔 公園管理者:名古屋市
土地所有者:国(財務省) 〕

【対象施設】 愛知県新体育館

スポーツの国際大会が開催できるメインアリーナ、様々なスポーツ大会やイベントに対応できるサブアリーナ、様々なイベントに対応でき、サブアリーナと一体利用できる多目的ホール。

【事業期間】 設計・建設期間：4年程度(2021年度～2024年度を想定)

運営期間：30年以内(2025年度～)

【事業の範囲】

- 施設の設計・建設
- 施設の維持管理
- 施設の運営

【設計・建設費】

- 施設の設計・建設に係る費用は、約300億円と想定している。

【特定事業】

➢事業者は、メインアリーナ及びサブアリーナ等において事業を行い、更に多様な利用者や観客が愛知県新体育館を利用するにあたって、ホスピタリティの向上に資するために必要となるサービスの提供を行うことを想定している。

【任意事業】

➢応募企業、及び応募グループの構成企業、協力企業、又はこれらが出資する会社（事業者を含む）は、新体育館事業と関連し相乗効果があり、かつ都市公園法で定める便益施設（飲食店、売店、宿泊施設等）など都市公園の効用を全うする公園施設の設置・運営など、任意の事業を自らの責任及び費用負担で行うことができる想定している。

【利用料金】

➢利用料金は条例の範囲内で事業者が設定し、自らの収入として徴収することを想定している。

【維持管理・運営費】

➢施設の維持管理及び運営に係る費用は、事業者が負担することを想定している。

【インセンティブ】

➢事業者の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減については、原則として事業者に帰属させることを想定している。

【運営権対価】

➢運営権対価の提案を募ることを想定している。

【ガバナンス】

➢県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する。

（2）事業者の募集・選定

応募形態は、S P C（特別目的会社）の組成を想定している。
総合評価一般競争入札方式の採用を想定している。

3. 今後の予定

2020年度：実施方針の策定・公表、PFI事業者の募集・選定

2021年度以降：設計・建設

2025年度夏：オープン予定

※1 BT方式：事業者が自らの提案をもとに施設の設計、建設を行った後、県に施設の所有権を移転する方式。PFI法の一事業方式。

※2 コンセッション（公共施設等運営権）方式：PFI法に基づき、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

※3 実施方針：事業内容や事業者の選定方法等を定めたもの。PFI法により、事業者の募集に先立って公表することとされている。